

令和2年度国民健康保険税の 税率が決定しました

国民健康
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116・117

◎令和2年度の税率は、前年度からの据え置きとなりますが、賦課限度額(医療分と介護分)は次のとおり引き上げられました。

医療分			後期高齢者支援分			介護分		
税率等	所得割率	8.0%	税率等	所得割率	2.7%	税率等	所得割率	1.6%
	均等割率	25,400円		均等割率	8,300円		均等割率	17,300円
	平等割額	22,100円		平等割額	7,200円		平等割額	なし
賦課限度額	630,000円 (20,000円増)		賦課限度額	190,000円 (変更なし)		賦課限度額	170,000円 (10,000円増)	

《低所得世帯の軽減措置》

同一世帯に属する世帯主と、特定同一世帯所属者や国民健康保険加入者の前年中の所得の合計額が次の基準値を超えない場合は、均等割額(1人あたりの額)と平等割額(1世帯当たりの額)が軽減されます。軽減措置を判定する所得には、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。

※基準額以下でも、世帯の中に前年中の所得の申告が済んでいない方がいると国保税の軽減が受けられませんので、ご注意ください。

※「特定同一世帯所属者」とは後期高齢者医療制度への加入により国民健康保険を脱退した方で、それ以後世帯主が変わらない世帯に継続して属している方(世帯主の場合は引き続き世帯主である方)のことです。

軽減措置の基準額	軽減の割合
「33万円」以下	7割軽減
「33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×28万5千円」以下	5割軽減
「33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×52万円」以下	2割軽減

保健センターに 身長体重計を設置しました

美浦ライオンズクラブ(武田芳雄会長)から身長体重計と、身長と体重の数値から健康管理ができるパネルが寄贈され、村保健センターのホールに設置されました。自動血圧計と並べて設置してありますので、保健センターを訪れた方が気軽に、身長・体重・血圧が測定できるようになりました。

ぜひ、自分の身長・体重・血圧をはかり、健康寿命への意識を高めましょう。

■問合せ 健康増進課
☎029-885-1889



後期高齢者対象の歯科健康診査

高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。

《令和2年度の対象者》

後期高齢者医療制度の被保険者のうち次に該当する方。

- ・昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方
- ・昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれの方
- ・昭和9年4月1日～昭和10年3月31日生まれの方

※対象となる方には、茨城県後期高齢者医療広域連合から8月中旬頃に「歯科健康診査のご案内」が郵送されます。実施医療機関等、詳細はそちらをご覧ください。

◇受診期間 9月1日(火)～12月31日(木) ※1年度1回

◇受診費用 無料ですが、健診に引き続き治療を行う場合、別途料金がかかります。

◇問合せ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課
☎029-309-1212

